【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月28日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 伊勢宜弘

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03 (5981) 7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部管掌 野 﨑 浩 之

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03 (5981)7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部管掌 野 﨑 浩 之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

藤田観光株式会社箱根小涌園

(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年7月16日付の当社取締役会において、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行すること(以下、「本第三者割当増資」といいます。)について決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、2021年7月16日付で臨時報告書を提出しておりますが、2021年9月27日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、()本第三者割当増資、()本第三者割当増資により発行されるA種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更、並びに()本第三者割当増資の効力が生じることを条件とし、2021年9月28日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることに係る各議案の承認が得られましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- (14) 第三者割当の場合の特記事項
- 7. 発行条件に関する事項
- (15) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

- (14) 第三者割当の場合の特記事項
- 7. 発行条件に関する事項

<訂正前>

(前略)

上記のとおり、当社としては、A種優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、A種優先株式は客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が本割当予定先によって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、当社は、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

<訂正後>

(前略)

上記のとおり、当社としては、A種優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、A種優先株式は客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が本割当予定先によって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、当社は、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することとしておりましたが、本臨時株主総会においてかかる承認を得ております。

(15) その他

<訂正前>

(前略)

2. A種優先株式の発行は、本臨時株主総会において、()本第三者割当増資、及び()本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

<訂正後>

(前略)

2. A種優先株式の発行は、本臨時株主総会において、()本第三者割当増資、及び()本定款変更に係る各議 案の承認が得られることを条件としておりましたが、本臨時株主総会において、各議案の承認を得ております。

以 上